

○岡山県猟銃等講習会及びクロスボウ講習会実施要領の制定について(通達)

(昭和 60 年 1 月 11 日岡保第 31 号警察本部長例規)

改正 平成 13 年 7 月岡務第 5047 号 平成 14 年 9 月岡生保 280 号
平成 16 年 3 月岡務第 45 号 平成 22 年 4 月岡生企第 504 号
平成 23 年 3 月岡務第 176 号 平成 26 年 3 月岡生環第 120 号、岡生企第 235 号
平成 27 年 9 月 17 日岡生企第 754 号 令和 3 年 3 月 31 日岡生企第 182 号
令和 4 年 3 月 11 日岡生企第 188 号 令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号

各警察署長

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 5 条の 3 の規定に基づく猟銃等講習会の実施について、別添のとおり「岡山県猟銃等講習会実施要領」を定めたので、関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、「岡山県猟銃等講習会実施要領の制定について」(昭和 54 年 2 月 5 日岡保第 106 号例規)は廃止する。

別添

岡山県猟銃等講習会及びクロスボウ講習会実施要領

第 1 趣旨

この要領は、猟銃及び空気銃(以下「猟銃等」という。)又はクロスボウの所持の許可又は許可の更新を受けようとする者に対して行われる猟銃等又はクロスボウの所持に関する法令及びその使用、保管等の取扱いに関する講習会の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 講習会の区分

講習会は、現に銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃等又はクロスボウを所持している者に対して行う経験者課程及びその他の者に対して行う初心者課程に区分する。

第 3 講習会の開催日時及び場所

講習会の開催は、開催予定日の 20 日前までに、開催の日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を岡山県警察ホームページへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

第 4 講習会の開催回数

講習会の開催回数は次のとおりとする。

(1) 猟銃等講習会

ア 経験者課程は 1 か月当たりおおむね 3 回

イ 初心者課程は 2 か月当たりおおむね 1 回

(2) クロスボウ講習会

ア 経験者課程は 1 か月当たりおおむね 1 回

イ 初心者課程は2か月当たりおおむね1回

第5 受講申込者の受付期間

講習を受けようとする者の受付は、講習会開催日の7日前までとする。ただし、受付期間の最終日が岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日を、受付期間の最終日とする。

第6 受講申込書の取扱い及び手数料の徴収

警察署長は、講習受講申込書(以下「申込書」という。)を受理したときは、次に掲げる事項に留意して処理するものとする。

- (1) 岡山県警察関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第72号)に定める手数料が納付済であることを確認できるものを貼付させること。
- (2) 申込書に記載された受講希望年月日を生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に連絡して日時、場所の指定を受けさせること。
- (3) 申込書の予定受講年月日及び受講場所の各欄に指定事項を記入し、写しを2通作成すること。このうち1通は申込者本人に交付して、受講当日、講習会場に持参するよう案内し、他の1通は速やかに生活安全企画課に送付すること。
- (4) 申込書に添付する写真は、提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載させること。

第7 講習会の内容等

猟銃等又はクロスボウの所持に関する法令については警察職員が、使用、保管等の取扱いについては警察職員又は公安委員会が別に委嘱した講師が、それぞれ次の要領によつて行うものとする。

- 1 講習はテキスト等により実施し、講習時間は銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第3項又は第19条の2第3項に定めるとおりとする。
- 2 考査は、50問の正誤式により60分間実施し、45点以上の取得者をもつて講習課程を修了したものとする。ただし、経験者課程においては考査は行わないものとする。

第8 講習修了証明書の交付

- 1 講習修了証明書は、講習当日に交付するものとする。ただし、受講者が多数又は他の理由により当日交付することができないときは後日交付することとする。
- 2 生活安全部生活安全企画課長は、講習修了証明書を発行したときは、その内容を猟銃等講習修了証明書交付台帳(初心者課程)(様式第1号)、猟銃等講習修了証明書交付台帳(経験者課程)(様式第2号)、クロスボウ講習会修了証明書交付台帳(初心者課程)(様式第3号)又はクロスボウ講習会修了証明書交付台帳(経験者課程)(様式第4号)に登載するとともに、申込書に考査結果を記入し、所轄警察署長に通知するものとする。
- 3 2の各台帳は、生活安全企画課において3年保存するものとする。